

福祉のひろは

特集

シングルマザーの貧困と福祉

——幸せに生きるための応援歌はあるのか——

12

2012



ひろばトーク

社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会事務局長

母子家庭への支援と「子ども18歳の壁」

はら じゅんこ
原 淳子さん

編集 総合社会福祉研究所

住む人・使う人が主人公！

私たちは住む人・使う人の
立場に立って設計しています。
お気軽にご相談下さい。

京都建築事務所

〒 604-8083
京都市中京区三条柳馬場東入中之町10
代表取締役社長 川下 晃正
TEL (075) 211-7277
FAX (075) 211-7270
<http://www.kyoto-archi.co.jp/>

〒601-8382
京都市南区吉祥院石原上川原町21
<http://www.create-k.co.jp>

クリエイツかもがわ



TEL 075 (661) 5741
FAX 075 (693) 6605
価格税込・送料何冊でも240円

認知症ケアを変革したロングセラー

私は私になつていく
認知症とダンスを
改訂新版
クリスティーン・ブライデン ◆ 著
馬籠久美子・松垣陽子 ◆ 訳
定価2100円

訳を全文見直し

私は誰になつていくの？
アルツハイマー病者から見た世界
定価2100円

18刷

特別な人が介護を要するのではなく、
誰もが介護に関わる時代はすぐそこに
地域に根ざした豊富な事例と深い理論的考察、先駆的な取り組み
に学びながら、「介護の質」が保障される地域社会を展望する。

定価2310円

介護の質
「2050年問題への挑戦」
高齢化率40%時代を豊かに生きるために
森山千賀子 ◆ 編著
安達 智則 ◆ 編著

認知症を生きる人たちから見た
地域包括ケア
京都式認知症ケアを考えるついでに2012京都文書
「京都式認知症ケアを考えるついでに」
実行委員会 ◆ 編著 定価1890円
認知症医療・ケアの現在と道筋をデッサン
し、認知症を生きる人から見た地域包括
ケアを言語化する試み。



たちまち
増刷!



養生する一本松を向こうに、気仙川河口けせんがわに集まる渡り鳥。津波で崩壊した施設や家屋等の整備が続けられています。

——陸前高田市（二〇月二四日）

福島第一原発から直線距離で約一九〇キロ。ここにも原発事故による放射線が降り落ちました。自然椎茸やキノコ栽培の事業に取り組んできた障害者作業所では、キノコから放射線が検出されて出荷停止に。ウグイなどの川魚からも放射線が検出され、市場に出せません。東京電力と補償問題で話し合いをしています。

養殖水産業の再開が始まりました。街や耕作地等の再生も進み出しましたが、土地所有者が津波で亡くなり、遺族もないケースなどがあり、調整や土地整備手続きなどに多くの労力がかかります。しかし市職員の犠牲も多く、復興に人手が足りません。震災から来年三月で二年。災害復興住宅への道筋も、計画も期間もまだまだ厳しい道のりです。「あと二、三年は仮設暮らしかな……」と地元の人はずぶやきます。

再建が始まった住民自治によるまちづくりですが、大手企業が直接乗り込み、自治を弱める動きが出てきています。大手企業の進出は、ブランド力がありますが、同時に現在のまちの仕事を支える労働力の移動という側面も引き起こすため、単純に雇用確保にはつながりません。

被災地の住民自治の再生、育ちを大切にしたい復興とその支援に着目し続けたい。

平田^{へいた}応急仮設住宅団地の木造型住宅棟
各棟の通りに名前がつけられています。

——釜石市（二〇月二四日）

応急仮設住宅の入居は原則二年、長くて三年までの取り決めです。岩手県は沿岸部に約五三〇〇戸の復興住宅整備を検討しており、そのうち県が三〇〇〇戸余りを建設し、半数を市町村に有償譲渡する計画です。特に沿岸部の人々は地域を超えた仮設住宅入居の移動を求められ、一定期間、仮設住宅で暮らすと新しいコミュニティが形成されるなど、心理的にも大きく影響します。

応急仮設住宅の用地確保さえ困難だった自治体にとつて、復興住宅づくりのための用地確保はさらにむずかしく、農地整備との整合性の問題や、応急仮設住宅ではできた木造や一戸建てなどの独自性を発揮しにくくなります。阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた孤立化対策が、東日本大震災の復興住宅建設でも重要な課題として浮上してきます。また、仮設住宅とは違い、復興住宅は家賃が生じるという問題もあります。

平田団地にこの五月に設置された、住民や訪問者の交流の場「みんなのひろば」で、ボランティアをされている方々に話を伺いました。日常生活を送るための一定の機能は整備されたが、買い物は品揃えが少ないので、どうしても市街地に行かないといけない。ほとんどの人は車を所持しているので移動できる。ここには、釜石だけでなく、周辺の自治体からも入居しているので、すぐに復興住宅に移るといふことにはならないだろう——とのことでした。



気仙沼市鹿折唐桑（一〇月二四日）
けせんぬま ししおりからくわ

気仙沼港に打ち上げられた船を見に、多くの人が現在も立ち寄っています。家屋の跡地に、野菜を育てる人、花を植える人もおられます。秋桜が船を支えているようにも見えました。

一月に訪ねた時には、ドラゴンレール大船渡線の鹿折唐桑駅前のロータリーに焼け焦げたモノUMENT（唐桑半島の「折石」）が建っていました。今回はなくなっていました。





石巻市立大川小学校跡地 (10月23日) 農業を愛し、子どもたちを愛してきた宮沢賢治のメッセージが傷つきながらも残されています。 (写真・文 下野祇園)

ました。「農民芸術概論綱要」の序文の一節です。それを紹介し、2012年のグラビアの最後とします。 (写真・文 下野祇園)

おれたちはみな農民である ずるぶん忙がしく仕事もつらい／もっと明るく生き生きと生活をすする道を見付けたい／われらの古
い師父たちの中にはさういふ人も忘々あった／近代科学の実証と求道者たちの実験とわれらの直観の一致に於て論じたい／世界
がぜんたい幸福にならないうちは個人の幸福はあり得ない／自我の意識は個人から集団社会宇宙と次第に進化する／この方向は
古い聖者の踏みまた教へた道ではないか／新たな時代は世界が一の意識になり生物となる方向にある／正しく強く生きるとは銀
河系を自らの中に意識してこれに應じて行くことである／われらは世界のまことの幸福を索ねよう 求道すずに道である

【ひろばトーク】

母子家庭への支援と「子ども18歳の壁」 原 淳子 6

●特集● シングルマザーの貧困と福祉 —幸せに生きるための応援歌はあるのか—

[手記] チャレンジするチャンスを！	10
働き続けられるように社会的支援を	14
[社会福祉施設での母子支援]	
「ひとり親家庭」支援における保育園の役割	18
シングルマザーと貧困〈乳児院の場合〉	22
母子生活支援施設における母子世帯への支援	大塩 孝江 26
母子世帯への制度の現状と課題を考える	山本八重子 30
「平成23年度 全国母子世帯等調査結果」から	34

●トピックス●

10代のママたちを支える「ティーンズママの会」	36
「身上監護」が困難な成年後見制度の課題（後篇）	有田 和生 40

●連載●

フォーラム 政府の意図どおりにさせなかった	
「子ども・子育て関連法」と課題	上野さと子 46
ひとつのこと—社会福祉労働と私たちの実践	
人権を尊重し、子どもの心と身体を育む保育実践	すみれ保育園 48
連載 小川政亮 第二部 自伝（9）	
権利としての社会保障をめぐる	小川 政亮 50
相談室の窓から 頑張りすぎないで（3）	青木 道忠 54
わらじ医者 早川一光の「よろず診療所日誌」	
不思議、ふしぎ、人間のつくり（その12）	早川 一光 56
よりあって おりあって——宅老所よりあい物語——	
偽善が剥れる夜	下村恵美子 58
育つ風景 子どもの愛される権利	清水 玲子 60
穂波のアメリカ子育て事情	
アメリカの医療保険は複雑	吉田 穂波 62
映画案内 『一枚のハガキ』	吉村 英夫 64
現代の貧困を訪ねて 大阪での野宿者襲撃・殺人事件	生田 武志 66
施設訪問ボランティア 夢を失わない！	佐藤智也子 68
私の研究ノート	
ひきこもる若者と創る協同実践の可能性	岡部 茜 70
ホームレスから日本を見れば	ありむら潜 72
花咲け！男やもめ	川口モトコ 74

福祉のひろば 2012年12月号

●表紙の絵と写真●

絵＝神門やす子
写真＝マンハッタン
のクリスマスツリー
（下野祇園）



●カット●
川本 浩

みんなのポスト 44 / 今月の本棚 73 /
しりとりであそぼう！ & 憲法クイズ 75 / 福祉の動き 76
●グラビア● 陸前高田・釜石・気仙沼・石巻を訪ねて

母子家庭への支援と 「子ども18歳の壁」

—ひとり親家庭が安心して暮らせる社会を—

社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会
事務局長

原

じゅんこ
淳子さん

当連合会は一九五〇（昭和二五）年、戦後の混沌とした社会情勢の中、幼い子どもを抱えた戦争未亡人が中心となって結成されました。諸先輩方は「わが幸はわが手で」をスローガンに、当事者同士が手をつなぎ、母と子の生活上と心のよりどころを求めて、国等に積極的な働きかけを行い、現在の「母子寡婦福祉施策」を築いていただきました。

しかし、戦後六〇年が過ぎ、時代の変化にあわせて法律が見直されました。「母子福祉法」は「母子及び寡婦福祉法」となり、二〇〇三（平成一五）年にはその一部が改正されて、経済的支援から就業・自立にむけた総合的な支援へと施策が転換されました。ところが、当時の母子世帯の平均年収は一般家庭の約三割という状況でした。母子家庭は母が一人でも生計を担わねばなりません。「経済のゆとり」心のゆとり」であり、経済的安定が子どもへの精神的安定につながることは明白です。母の安定就労のため、当連合会では同年、大阪府から事業受託し「母子家庭等就業・自立支援センター」や職業紹介所を開設しました。

センター事業では、就労に有利な資格取得の講習会（パソコン、簿記、ホームヘルパー等）の開催や、就業相談から求人情報の提供まで一貫した就業支援サービスを行っています。母子家庭になったばかりでまだ精神的に安定しない時期に子育てしながらの再就職・転職活動は容易ではありません。職業選択で悩んでいる方、求人情報の収集の仕方やハローワークでの求人票の見方がわからない方、履歴書・職務経歴書の書き方がわからない方等には一人ひとり丁寧に指導し、就労意欲を高め、より持続性、安定性のある仕事を得られるよう努力しています。また、二〇一〇（平成二二）年度からは、国の安心子ども基金で、在宅就業にも結びつくコールセンタースタッフ養成講座を実施し、業務の知識、技能の養成から業務開拓、効果的な就業斡旋まで一体的な就業支援に取り組んでいます。

ところがそのような努力のいかなく、先般、厚生労働省より発表された平成二三年度全



はら じゅんこ

1962年生。1989年に1歳6か月の子どもを抱え離婚、母子家庭となる。同じ境遇の仲間を求め、大阪府母子寡婦福祉連合会に入会。その後、当事者として相談業務に従事し、お母さんたちの自立支援に取り組み、現在に至る。

国母子世帯等調査結果では、母子世帯の平均年間就労収入は一八一万円でした。母子家庭の母たちはダブルワーク、トリプルワークをしても生活保護の基準額を下回る生活水準なのが現状であり、自立への道はますます厳しく、この状態が続くと寡婦になっても老後の安定保障が得られず、希望の光さえ見えない状態です。

追いうちをかけるように、子どもが一八歳に達した年の年度末を迎えると児童扶養手当が終了し、ひとり親家庭医療費助成制度も打ち切りになります。この大きな問題について、去る七月二二日に「子ども一八歳の壁を乗り越える」をテーマに当事者約五〇〇名が集い、パネルディスカッションを開催しました。「制度が打ち切られた後に続く大学や専門学校への進学、四年間に借りる奨学金の総額は平均して約五〇〇万円以上です。大学を出て社会人としてスタートする若者がこんなに大きな借金を抱える国は他にはなく、貧困が子どもに代に連鎖することだけは絶対に避けなければなりません」、「お母さんは家事や子育てをしながら、複数の仕事をして働き続け、子どもが一八歳を超えた頃から心身ともに疲弊し、年齢的にも体調を崩す方が多い。安定した仕事に就けず、経済的にも苦しく、生活するのがやっとなのため、病院に行くのを我慢するしかありません」等々、緊迫した意見や問題提起が飛び交いました。

これらを解決するためには、われわれ当事者が力を合わせ、改善を訴えていかなければならないことを実感しました。そして、それを受け止めてくれる政府、社会の仕組みを切望します。

当連合会では、今まで以上に地域に必要とされる団体として使命感を持ち、孤立しがちな母子家庭や寡婦等への「声かけ」や「情報収集」「情報発信」に全力を挙げて取り組む等、さらに活動の輪を拡げ、安心して暮らせる社会の実現に向けて声をあげていく所存です。

シングルマザーの貧困と福祉

——幸せに生きるための応援歌はあるのか——

一九三七（昭和一二）年、母子保護法が制定された。その四年前に児童虐待防止法が生まれている。『大阪府社会事業史』（一九五八年、大阪社会福祉協議会発行）の「第八章 近代の社会事業 第四期」第五節に「児童保護事業」が掲載されている。その第三項に「母子保護事業」がある。



「昭和六（一九三二）年の満州事変の勃発は我国の政治経済の進路を戦争へと転換せしめ、そのため跛行的な軍需産業景気が到来し、巷に氾濫するカ
はこうてき フェー、バー等には夜ごと『歌わせてちょうだい』と金銭を
 ねだる少女の姿が増加し、一方農村の不況による生活上の困
 窮は、子どもを中心に多くの悲惨事を生み、児童の虐待、欠
 食児童、身売り等の問題が山積し世人の注目を引くようにな
 った。児童虐待防止法はこうした現実をできるだけ防止す
 るために生まれたのである。」

「昭和六年の全国児童保護大会及び昭和九（一九三四）年の
 第五回方面委員大会において当時新聞紙上をにぎわしていた
 続出する母子心中が大きく取り上げられ論議されたことが誘
 因をなしている。同じ年、軍事救護法が軍事扶助法と改正さ
 れ、戦争によって一家の支柱を失った母子家庭の援護が強力に行われるようになった。戦争目的
 遂行という政治的配慮から特に手厚い援護の手が差し伸べられ、母子寮の存在を大きく浮かび上
 がらせた。昭和八（一九三三）年には感化法に代わって少年教護法が制定され、一四歳未満の不
 良少年の教護にあたることになった。」